

～地下鉄7号線延伸について～

さいたま市では、埼玉県と共同で地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）の浦和美園駅から岩槻駅への延伸に取り組んでおり、令和7年度内の事業実施要請に向けて関係者と協議を進めております。

鉄道延伸事業と土地区画整理事業は、関連性が高く、両事業の相乗効果が期待できるものと考えており、江川地区の土地活用によるまちの成熟は、岩槻地域全体の発展につながり、鉄道延伸にも良い効果をもたらすと考えています。

つきましては、区画整理だよりにて、地下鉄7号線延伸計画の概要をお知らせするとともに、引続き早期延伸実現に向けて取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

地下鉄7号線延伸計画

整備区間：浦和美園～岩槻
路線延長：約7.2km
駅数：3駅（埼玉スタジアム駅・中間駅・岩槻駅）
事業スキーム：都市鉄道等利便増進法（想定）



延伸の効果 1

東京圏の鉄道ネットワーク強化

東武アーバンパークラインへ結節
安定した鉄道輸送サービス提供

- ・都心部への速達性の向上
- ・乗換減少による利便性の向上
- ・鉄道空白（不便）地域の解消
- ・既存の鉄道路線の混雑緩和
- ・高齢者の移動手段（公共交通）の確保

延伸の効果 2

災害時等の代替路線機能の充実

多様な代替ルートによる
リスク回避

- ・通勤、通学の平行路線遅延時の代替
- ・延伸線沿線の埼玉スタジアム、各種公共施設と連携した災害時のリスク対応

お問い合わせ先

さいたま市 都市戦略本部 未来都市推進部

さいたま市浦和区常盤6-4-4 TEL:048-829-1873 FAX:048-829-1997

さいたま都市計画事業江川土地区画整理事業

区画整理だより

令和8年2月発行

寒冷の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃から、江川土地区画整理事業の推進にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、事業の進捗状況につきまして、令和6年度は、区第25号線外築造工事及び調整池排水機場築造工事などを行いました。

令和7年度につきましては、引続き調整池排水機場築造工事及び西町諏訪線道路整備工事を実施しております。

今後とも、事業の早期完成を目指し職員が一丸となって事業に取り組んでまいりますので、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

岩槻まちづくり事務所長 増田 規人

事務所からのお知らせ

①土地区画整理法第76条の申請

事業地内において、土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築及び増改築等を行う場合、土地区画整理法第76条に基づく許可を受ける必要があります。また、許可を受けた行為が完了した際に完了届を提出し、検査を受けていただく必要がありますのでご了承ください。

申請等の詳しい内容につきましては、岩槻まちづくり事務所までご相談ください。

※完了届は、施行者が許可内容に基づき、事業施行の障害なく完了されていること（道路境界を越境していないか等）を検査するものです。また、完了届の提出の際には、写真を添付していただく必要があります。

※2025年4月から土地区画整理法第76条の申請方法が変わりました。

詳しくはさいたま市HPをご覧ください。岩槻まちづくり事務所までお問合せください。



②保留地を所有されている方へ

事業地内の保留地を所有されている方について現住所の変更があった際には、「住所等変更届」の提出をお願いしております。変更届の提出がない場合、郵送物が保留地の所有者へ送付されないことがありますので、ご注意ください。

なお、変更届は、岩槻まちづくり事務所にて配布しております。

③所有権移転の案内

事業地内の土地について所有権の移転があった際には、「所有権移転届出書」の提出をお願いしております。届出書の提出がない場合、郵送物が新所有者へ送付されないことがありますので、ご注意ください。

届出書は、岩槻まちづくり事務所の窓口にて配布もしくはさいたま市HPに掲載しております。

④従前地分筆の手続き

仮換地の分割を希望される方は、従前地分筆の手続きが必要となります。

詳しい手続きの内容は、岩槻まちづくり事務所までご相談ください。

なお、手続きには3か月前後の期間を要しますので、予めご了承ください。

※当区画整理事業地内は地区計画で最低敷地面積が120㎡以上と定められておりますので、120㎡を超える仮換地の分割をご検討下さい。

⑤区画整理のよくある質問

Q1 仮換地証明書などの証明書はどこで取得できますか？

A1 証明書は岩槻まちづくり事務所の窓口で1通300円で発行しております。

取得できる証明書につきましては以下のとおりです。

- ・仮換地証明書
- ・底地番証明書
- ・保留地証明書
- 等

Q2 土地の「清算金」はいつ確定するのですか？

A2 清算金が確定するのは「換地処分公告がされた翌日」となります。

「清算金」とは「区画整理前後の土地の評価の差分を是正するために徴収交付する金銭」です。道路等の整備や宅地造成が完了した後、地区内を測量することで額が算出されます。

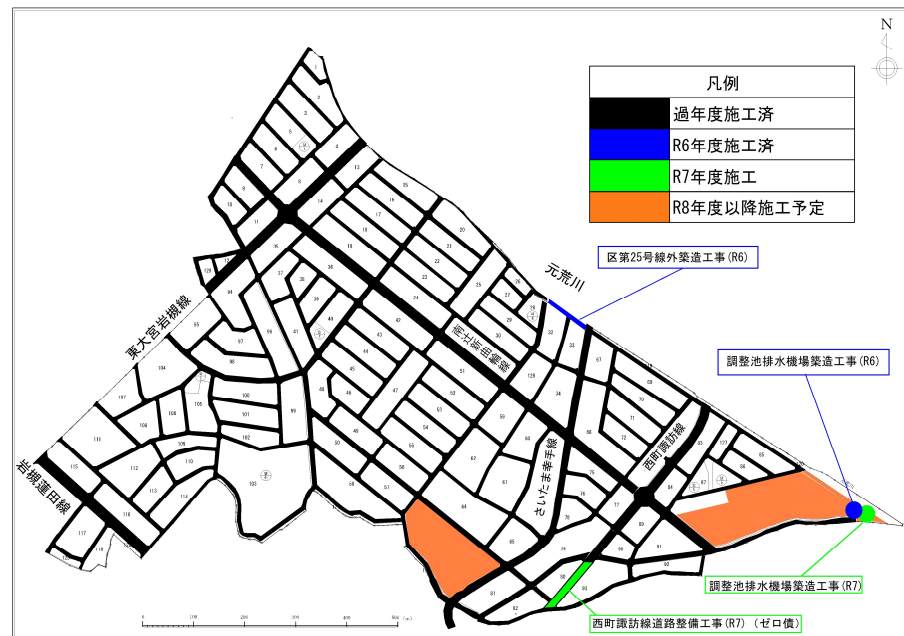


【問合せ先】

さいたま市 都市局 まちづくり推進部 岩槻まちづくり事務所 区画整理係
 〒339-8585 さいたま市岩槻区本町3-2-5 ワッツ東館4階
 TEL 048-790-0236 FAX 048-790-0240
 E-mail iwatsuki-machidukuri@city.saitama.lg.jp

この区画整理だよりは1,850部作成し、1部当たりの印刷経費は25.3円です。

令和6年度事業報告・令和7年度事業計画



令和6年度の施工実績 (青色)

- 調整池排水機場築造工事 (R6)
- 区第25号線外築造工事 (R6)
- 道路修繕等工事
- 草刈・せん定 等

令和7年度の施工箇所 (緑色)

- 調整池排水機場築造工事 (R7)
- 西町諏訪線道路整備工事 (R7) (ゼロ債)
- 道路修繕等工事
- 草刈・せん定 等

区第25号線外築造工事 (R6)



(整備前)



(整備後)

調整池排水機場築造工事 (R6)



(支保工の設置)



(鋼矢板内の床掘)